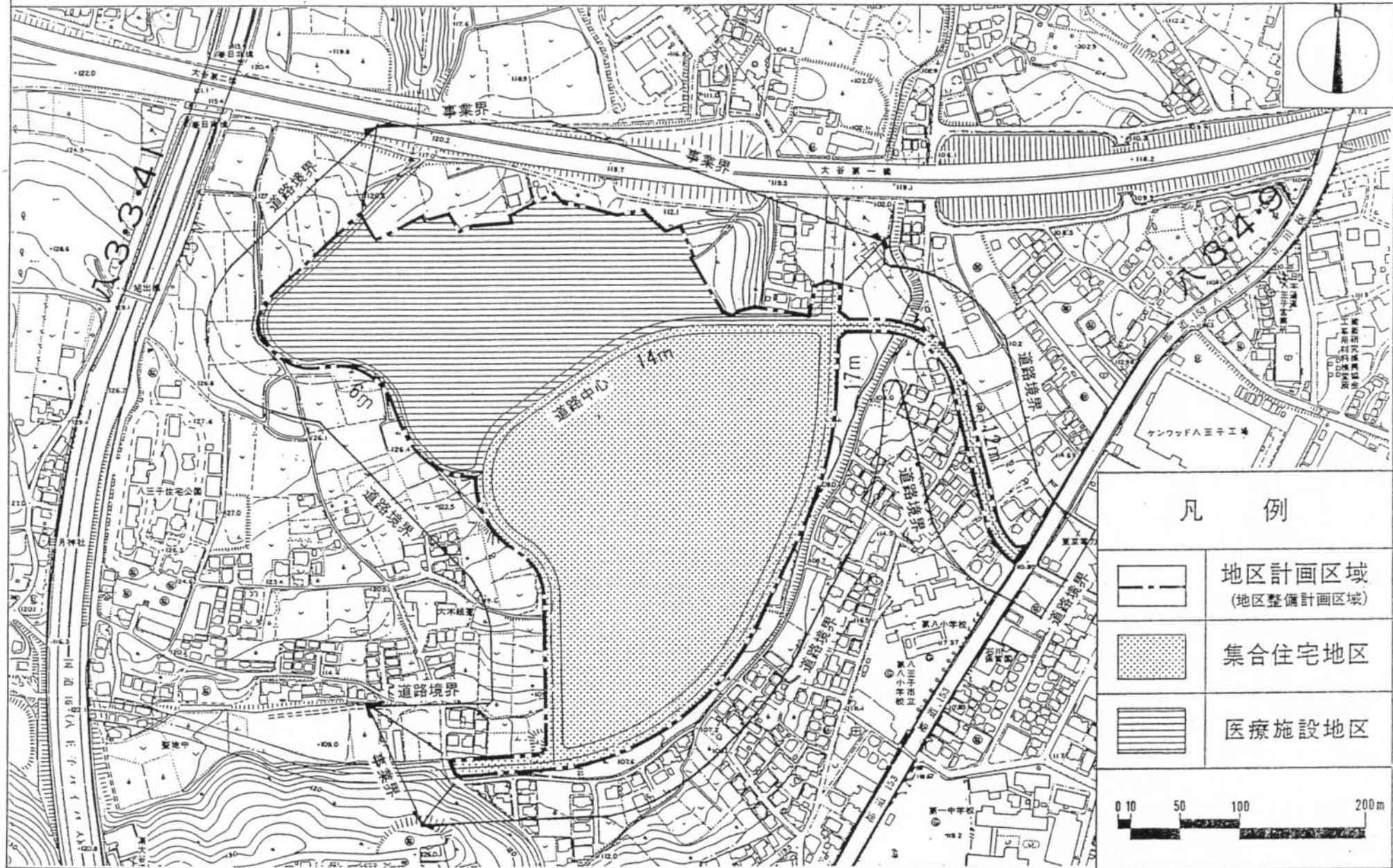


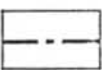

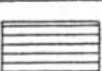
八王子都市計画地区計画
石川・大谷地区地区計画

計画図 その1 (八王子市決定)

位置 石川町及び大谷町各地内



凡 例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	集合住宅地区
	医療施設地区

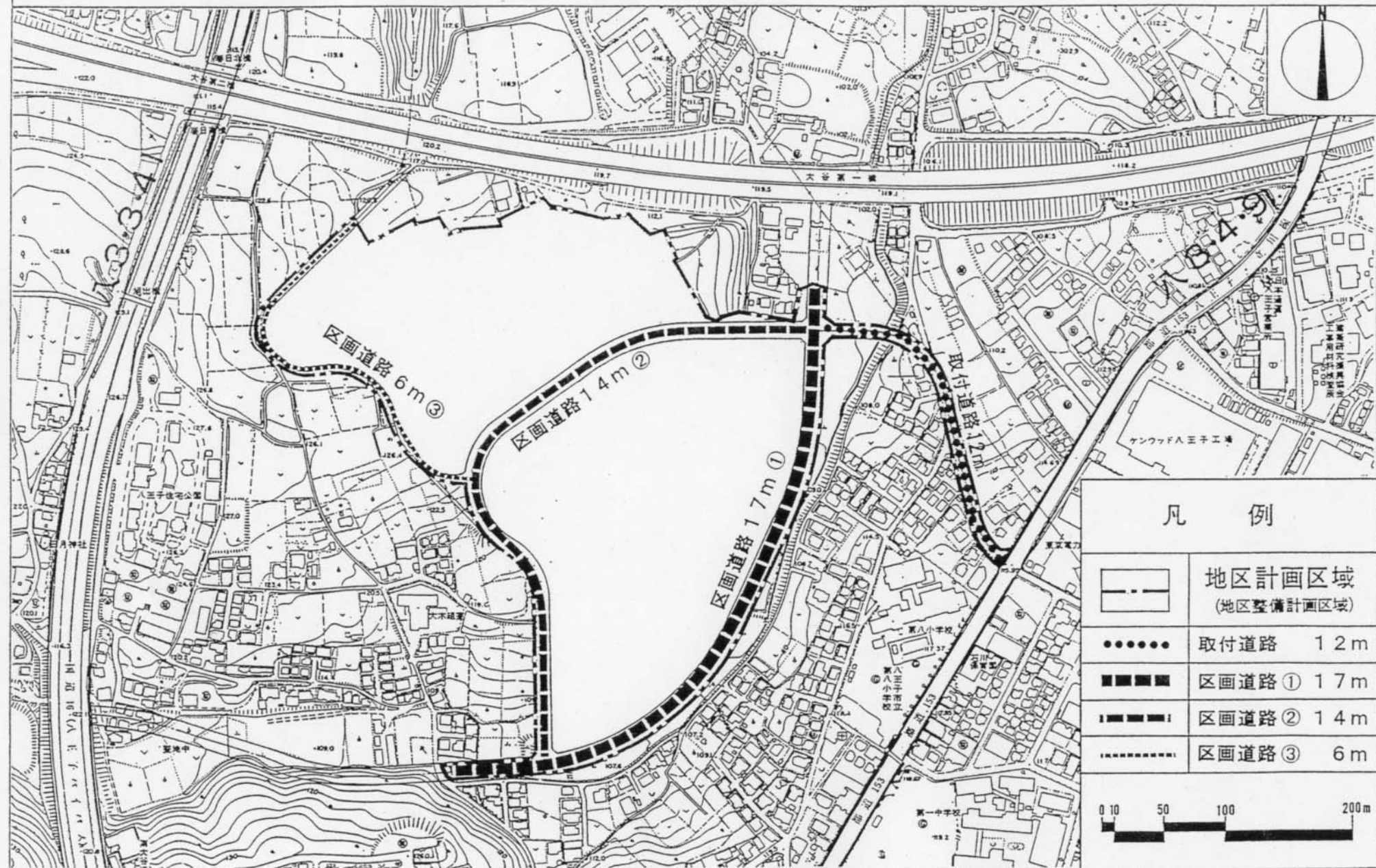


八王子都市計画地区計画

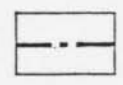


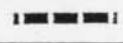
石川・大谷地区地区計画

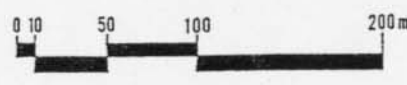
計画図 その2 (八王子市決定)

位置 石川町及び大谷町各地内



凡 例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	取付道路 12m
	区画道路① 17m
	区画道路② 14m
	区画道路③ 6m



八王子都市計画地区計画の決定（八王子市決定）

都市計画石川・大谷地区地区計画を次のように決定する。

名 称		石川・大谷地区地区計画				
位 置		八王子市石川町及び大谷町各地内				
面 積		約11.0ha				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、八王子市の北東部に位置し、公的事業等により集合住宅の供給を図り、医療施設を計画的に整備する区域である。</p> <p>八王子市基本計画においては、環境保全に配慮しながら都市基盤の整備を目指すとともに、高度専門医療施設を誘致し、保健医療の充実を図る地域の範囲に位置づけられている。</p> <p>これらの方針を基に、集合住宅の供給及び高度専門医療施設等を誘導立地し、市街地整備を進めていくことを目標とする。</p>				
	土地利用の方針	<p>良好な地区環境の形成を図るため、本地区を2地区に区分する。</p> <p>集合住宅地区は、集合住宅等を計画的に配置し、良好な住環境の形成と保全を図る。</p> <p>医療施設地区は、地区周辺の環境に配慮しつつ、地域の保健医療の拠点として整備する。</p>				
	地区施設の整備の方針	<p>地区の東側に位置する八王子都市計画道路八3・4・9号線からの取付道路を整備するとともに、地区東南側を外周する区画道路、集合住宅地区と医療施設地区を区分する区画道路及び地区西側の地区計画区域界となる区画道路を整備する。</p> <p>集合住宅地区には、プレイロット等の緑地空間の確保を図る。</p> <p>医療施設地区には、散策路を整備し緑地空間の確保を図る。</p>				
	建築物等の整備の方針	<p><集合住宅地区></p> <p>建築物の用途を共同住宅等に制限し、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行うほか、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p><医療施設地区></p> <p>建築物の用途を病院等に制限し、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行うほか、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p>				
地区	位 置	八王子市石川町及び大谷町各地内				
	面 積	約11.0ha				
	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
			取 付 道 路※	12m	約271m	新 設
			区 画 道 路 1※	17m	約448m	新 設
区 画 道 路 2※			14m	約566m	新 設	
区 画 道 路 3	6m	約340m	新 設			
整備に関する計画事項	地区の区分	名 称	集 合 住 宅 地 区		医 療 施 設 地 区	
		面 積	約6.1ha		約4.9ha	
	建築物等に関する計画事項	建築物の用途の制限※	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1. 共同住宅</p> <p>2. 保育所</p> <p>3. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの</p> <p>4. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>5. 集会所その他これに類するもの</p> <p>6. 前各号の建築物に附属するもの</p>		<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1. 病院</p> <p>2. 共同住宅又は寄宿舍</p> <p>3. 高等専門学校、専修学校及び各種学校</p> <p>4. 前各号の建築物に附属するもの</p>	
		建築物の敷地面積の最低限度※	300㎡		2,000㎡	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、3m以上としなければならない。		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、3m以上とし、隣地境界線までの距離は、2m以上としなければならない。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周囲の環境に調和したものとする。 2. 高架水槽等の屋外設置物及び工作物は、地上や他の建築物高層階からの景観に配慮する。			
垣又はさくの構造の制限	生垣又はフェンスとしなければならない。					

「区域、地区の区分及び壁面の位置については、計画図表示のとおり」

※知事承認事項

〔理由〕 建築物、その他の整備及び合理的な土地利用を図り、秩序ある良好な地区環境の形成、保全のため、地区計画を決定する。